



2026年2月19日

各 位

会 社 名 三菱ロジスネクスト株式会社  
代表者名 代表取締役社長 間野 裕一  
(コード番号 7105、東証スタンダード)  
問合せ先 管理本部 総務部長 公受 正道  
(TEL : 075-951-7171)

## LVJホールディングス2合同会社による当社株券等に対する 公開買付けの結果及び主要株主の異動に関するお知らせ

LVJホールディングス2合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年1月21日から実施しておきました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）（以下「当社株式」及び「本新株予約権」を総称して、「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2026年2月18日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2026年2月26日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

（注1）以下の①乃至⑤の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。

- ① 2018年8月9日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2018年8月25日から2048年8月24日まで）
- ② 2019年8月8日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2019年8月24日から2049年8月23日まで）
- ③ 2020年8月6日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2020年8月22日から2050年8月21日まで）
- ④ 2021年8月5日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2021年8月21日から2051年8月20日まで）
- ⑤ 2022年8月25日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2022年9月10日から2052年9月9日まで）

### 1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。なお、本公開買付けに応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,410,699株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

### 2. 主要株主の異動について

#### （1）異動予定期日

2026年2月26日（本公開買付けの決済の開始日）

#### （2）異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 18,089,373 株の応募があり、本公開買付けに応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,410,699 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2026 年 2 月 26 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 10%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の主要株主に該当することとなります。

### （3）異動する株主の概要

新たに主要株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	LVJ ホールディングス 2 合同会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 LVJ ホールディングス合同会社 職務執行者 稲垣 伸一
(4) 事 業 内 容	株式、社債等の有価証券への投資、保有及び運用
(5) 資 本 金	10,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2025 年 9 月 29 日
(7) 社員及び持分比率	LVJ ホールディングス合同会社 100%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社普通株式を 1 株所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

### （4）異動前後における当該株主の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

LVJ ホールディングス 2 合同会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注2））			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	--	--	--	--	--
異動後	主要株主	180,893 個 (16.91%)	--	180,893 個 (16.91%)	第 2 位

（注2）議決権所有割合とは、(i) 当社が 2025 年 11 月 14 日に提出した「第 125 期中半期報告書」に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（106,810,013 株）に、同日以降 2026 年 2 月 18 日までに行使された新株予約権の合計である 205 個の目的となる当社株式の数（205,000 株）を加算した 107,015,013 株から、(ii) 当社が 2025 年 6 月 25 日に提出した第 124 期有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（113,612 株）から当社が 2025 年 7 月 24 日に開示した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分の払込完了に関するお知らせ」に記載された処分自己株式数（46,848 株）及び公開買付者が 2025 年 11 月 28 日を取得日として取得した自己株式数（1 株）を控除した、2025 年 11 月 28 日現在の当社が所有する自己株式数（66,763 株）を控除した株式数（106,948,250 株）に係る議決権の数（1,069,482 個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

### （5）開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

## (6) 今後の見通し

上記「(2) 異動が生じる経緯」に記載のとおり、本公開買付けにおいて当社株券等 18,089,373 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式（当社が所有する自己株式及び三菱重工業株式会社（以下「三菱重工」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）の全てを取得できなかったため、2026 年 1 月 20 日付プレスリリース「LVJ ホールディングス 2 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する意見表明のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続により、当社の株主を公開買付者及び三菱重工のみとすることを予定しているとのことです。

なお、当社株式は、現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、当該手続が実施された場合には、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

## (添付資料)

2026 年 2 月 19 日付「三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以上

2026年2月19日

各 位

会 社 名 LVJ ホールディングス 2 合同会社  
代表者名 代表社員 LVJ ホールディングス合同会社  
職務執行者 稲垣 伸一

三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105）に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

LVJ ホールディングス 2 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 1 月 20 日、三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（以下に定義します。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026 年 1 月 21 日より本公開買付けを実施しておりましたが、2026 年 2 月 18 日をもって本公開買付けが終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 LVJ ホールディングス 2 合同会社  
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号

(2) 対象者の名称

三菱ロジスネクスト株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

イ 2018 年 8 月 9 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 7 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 8 月 25 日から 2048 年 8 月 24 日まで）

ロ 2019 年 8 月 8 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 8 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2019 年 8 月 24 日から 2049 年 8 月 23 日まで）

ハ 2020 年 8 月 6 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 9 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 8 月 22 日から 2050 年 8 月 21 日まで）

ニ 2021 年 8 月 5 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 10 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 8 月 21 日から 2051 年 8 月 20 日まで）

ホ 2022 年 8 月 25 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 11 回新株予約権」とい）、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権と総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 9 月 10 日から 2052 年 9 月 9 日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
--------	-------	----------	----------

普通株式	38,060,068 (株)	2,410,699 (株)	— (株)
合計	38,060,068 (株)	2,410,699 (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（2,410,699株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,410,699株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である38,060,068株を記載しております。なお、当該最大数は、(i) 対象者が2025年11月14日に提出した第125期中半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（106,810,013株）に、同日以降2026年1月16日までに行使された新株予約権の合計である205個の目的となる対象者株式の数（205,000株）を加算した107,015,013株から、(ii) 対象者が2025年6月25日に提出した第124期有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（113,612株）から対象者が2025年7月24日に開示した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分の払込完了に関するお知らせ」に記載された処分自己株式数（46,848株）及び公開買付者が2025年11月28日を取得日として取得した自己株式数（1株）を控除した、2025年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数66,763株を控除した株式数（106,948,250株）。以下「本基準株式数」といいます。）から、2026年1月20日現在、公開買付者が所有する対象者株式数（1株）及び2026年1月20日現在の対象者の親会社である三菱重工業株式会社（以下「三菱重工」といいます。）が所有する対象者株式数（68,888,181株）を控除した株式数です。
- (注3) 公開買付者が、2026年1月16日に対象者から報告を受けた同日現在残存する本新株予約権41個の内訳は下表のとおりです。

新株予約権の名称	2026年1月16日現在の個数（個）	2026年1月16日現在の行使可能な個数（個）
第7回新株予約権	1	0
第8回新株予約権	6	0
第9回新株予約権	7	0
第10回新株予約権	9	0
第11回新株予約権	18	0
合計	41	0

- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注6) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## （5）買付け等の期間

### ① 買付け等の期間

2026年1月21日（水曜日）から2026年2月18日（水曜日）まで（20営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2026年3月5日（木曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

## (6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき、金 1,537 円
- ② 新株予約権
  - イ 第 7 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - ロ 第 8 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - ハ 第 9 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - ニ 第 10 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - ホ 第 11 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,410,699 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（18,089,373 株）が買付予定数の下限（2,410,699 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2026 年 2 月 19 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	18,089,373 株	18,089,373 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合計	18,089,373 株	18,089,373 株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	688,881 個	(買付け等前における株券等所有割合 64.41%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	180,893 個	(買付け等後における株券等所有割合 16.91%)

買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	688,881 個	(買付け等後における株券等所有割合 64.41%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,067,089 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(106,948,250株)に係る議決権の数(1,069,482個)を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日

2026年2月26日（木曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2026年1月20日に公表した「三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及び三菱重工のみとするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

LVJ ホールディングス 2 合同会社  
(東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上

### 【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されましたが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条 (e) 又は第 14 条 (d) は本公開買付けには適用されず、また、これらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず（又は適用されない可能性があり）、本公開買付けはこれらの手続及び基準に基づしも沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参考書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいて作成された情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は主張を行なうことが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手段を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われました。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されました。当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースには、米国 1933 年証券法第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース中の将来に関する記述は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

### 【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。